

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）三谷東地区）計画を変更することについて平成18年12月25日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成19年1月19日から同年2月8日まで縦覧に供する。

平成19年1月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀